平成２５年（フ）第１８７号
静岡県焼津市栄町６丁目４番５号　メゾンラック201号、旧住所静岡県藤枝市小石川町２丁目７番６号　グランメールＦ102号
債務者　樋口　祥子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６７号
横浜市港北区綱島東５丁目18番５号　片桐ハイツ２階
債務者　篁　　浩一
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９号
長崎県佐世保市天神５丁目23―20　プロムナード天神Ｂ201号室、住民票上の住所長崎県佐世保市東浜町1019番地３
債務者　福田　　勉
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
長崎県佐世保市瀬戸越町406番地　一瀬住宅Ｃ、旧住所佐賀県伊万里市東山代町長浜1207番地１
債務者　小川みどり
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
長崎県佐世保市船越町257番地３、旧住所大阪府富田林市津々山台１丁目１番６―302号
債務者　和田　未吉
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
長崎県佐世保市大和町1082番地４　田川アパート101、旧住所長崎県佐世保市高梨町121番地
債務者　岩佐龍一郎
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
釧路市興津４丁目５番12号　ホワイトハウス６号室
債務者　北構　俊雄
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月27日午前10時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第３８７３号
東京都杉並区桃井１丁目26―６―202
債務者　狩野　　誠
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８７６号
千葉県東金市西福俵106―33
債務者　金子　初江
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８９９号
東京都新宿区高田馬場１―21―２―201
債務者　塚田　　学
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第７９号
神奈川県平塚市錦町15番17号
破産者　株式会社城所酒店
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６１５号
神奈川県厚木市温水西２丁目20番１号
破産者　有限会社及川工業
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３４１号
埼玉県熊谷市樋春1963番地２
破産者　有限会社小林材木店
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４５８号
埼玉県羽生市南２丁目24番17号
破産者　株式会社サブライン商事
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３６８号
東京都目黒区鷹番３丁目24番14号
破産者　有限会社シンサポート
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３６９号
千葉市稲毛区稲毛東３―７―13、開始決定時の住所千葉県佐倉市上志津1080番地335
破産者　杉本　　賢
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第８１８３号
東京都中央区日本橋富沢町11番７号
破産者　ボン・ロード株式会社
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部